

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和三年三月五日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
企業局	地域整備事務所	令和2年12月11日 (第166号)	平成31年度に長期継続契約を締結した「庁舎清掃業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。	<p>契約（委託及び工事請負）締結後、「個人情報の取扱いに関する誓約書の写し」だけでなく、速やかに受領する必要がある書類の提出漏れを防止するため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎管理などの委託契約は、契約書及び仕様書に基づいて受託者に提出を求める一覧表を作成して契約書に貼付し、別途提出期限を示して早期提出を促すとともに、「提出書類チェックリスト」を作成し、必要書類のチェックを徹底する。 ・ 工事に関する契約（委託及び工事請負）においても提出漏れが発生する可能性があるため、「提出書類チェックリスト」を作成し、上記と同様に提出期限を示して早期提出を促すとともに、必要書類のチェックを徹底する。 ・ 自己検査のチェック項目に「提出書類チェックリスト」の作成確認欄を追加し、複数職員によるチェックを徹底する。

病院局	循環器・呼吸器病センター	令和2年12月11日 (第166号)	令和2年度に締結した「輸液ポンプの賃貸借契約」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を事務局の全職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為決議書を作成する際の注意事項を記したチェックリストを新たに作成し、当該チェックリストを支出負担行為決議書に添付して決裁を受けることとした。 ・ 当該チェックリストには、起案者が各チェック項目について「適・否・該当なし」を記入し、更に起案者とは別の職員も「確認者」として当該チェックリストに「適・否・該当なし」を記入した上で、決裁ラインによる回議・決裁を行うこととした。 ・ 上記の取組を全職員に周知し、決裁に関与するすべての職員が支出負担行為の確認を徹底することとした。
-----	--------------	-----------------------	---	---